

第2回大阪府行政不服審査会 議事概要

1 日 時 平成28年7月15日（金曜日）午前10時40分～11時30分

2 場 所 大阪府本館2階 第三委員会室

3 審議経過

(1) 開 会

- 委員7名全員が出席しており、会議は成立
- 大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開

(2) 議 題

ア 審査会（部会）の運営等について

(ア) 資料3の質問1について

(事務局) 資料3に基づいて、質問1について説明。

(委 員) 質問等なし。

(イ) 資料3の質問2について

(事務局) 資料3に基づいて、質問2について説明。

(委 員) 減免基準案の(1)では、生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合には減免することができるかとされている。生活保護を受けている方が審査請求人になる場合、謄写手数料は自動的に無料になるのか。

(事務局) 申請に基づき、減免することになる。

(委 員) <備考>の(※2)には、「審査請求人等が了知しない事実により裁決が行われる、いわゆる不意打ちとならないよう、反論の機会を与えるなど、適切な対応がとられることが望まれる。」とあるが、そのような文書があると審査会が判断して、審査会から審査請求人等に当該文書を送付する場合は、申請により謄写をするのではなく、審査会から審査請求人等に送付するので、無料で送付するということになるという理解でよいか。

(事務局) そのような理解でよい。

(ウ) 資料4及び資料5について

(事務局) 資料4及び資料5に基づいて説明。

(委員) 改正要領の新第5条第1項第1号の口頭での説明を求め、その説明を聴取することとは、どのようなことを想定しているか。

(事務局) 提出された書面だけでは充分理解できない場合に、口頭での説明を求めることなどを想定。

(委員) 改正要領の新第5条第2項では、書面により行うとあるが、これは聴取記録のような書面を作成して、審査会又は部会が開催されたときに、その書面を各委員に示すということを想定しているのか。

(事務局) 部長が説明を求めた内容については、部会各委員にも事前に情報共有できるようにしたいと考えている。

(委員) 改正要領の新第4条の主張書面等の提出期限の標準的な期間を決めておかなくてよいか。

(事務局) 2～3週間程度と考えている。

(委員) 審査会の段階では、主張書面等は一通り提出されているので、それ程長い期間は必要ない。2～3週間あればよいと思うが、実際に始まってから考えればよい。

(委員) 1カ月、2カ月では長過ぎて簡易迅速に審査するという趣旨に合わないと思われるので、3週間というのは合理的。

(委員) それでは、3週間を基準として、事案ごとに柔軟に提出期限を定めたい。

- 会長から各委員に諮ったところ、大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正(案)のとおり、異議なく承認

イ その他

事務局から、審査会・部会に関する日程調整の件及び審査請求事件の審理手続の状況について報告